

21 日 獣 発 第 37 号
平成 21 年 4 月 28 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

**指定動物(サル)の輸入に関し輸出国政府機関が指定する施設
の変更(感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に
関する規則第4条の規定に基づき、農林水産大臣が指定する施
設を定める件の一部を改正する件)について**

今般、平成 21 年 4 月 17 日付け 21 消安第 270 号をもって、農林水産省消費・安全局長から、別添写しのとおり通知がありました。

このたびの通知は、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第 4 条の規定に基づき、同条表の輸入可能地域のうち第 2 号に掲げる地域の項の下欄 1 号及び 2 号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 527 号）が公布され、指定施設が変更されたので、その旨の承知とともに、今後とも、動物検疫について特段の協力を求めたものです。

注) 本通知は、日本獣医師会ホームページに掲載したことを申し添えます。

【参 考】

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（抜粋）

（輸出国における検査）

第四条

法第五十五条第一項の規定による輸出国の政府機関が発行する証明書に記載すべき事項のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第八条で定める感染症（以下「指定感染症」という。以下同じ。）にかかっていない旨又はかかっている疑いがない旨の確認は、次の表の上欄に掲げる指定動物のうち、同表の相当中欄に掲げる地域から輸入されるものについて、それぞれ相当下欄に掲げる方法により行われたものでなければならない。

| 指定動物 | 地域 | 事項 |
|------|---|---|
| サル | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令（平成十一年／厚生省／農林水産省／令第二号）第一条の表の下欄の第一号及び第二号に掲げる地域（以下「輸入可能地域」という。）のうち第一号に掲げる地域 | 一 当該地域において生産され、指定感染症の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして輸出国の政府機関が指定する施設において三十日以上に係留による検査を受けたこと。 二 輸入可能地域から当該地域に輸入され、指定感染症の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして輸出国の政府機関が指定する施設において三十日以上に係留による検査を受けたこと。 |
| | 輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域 | 一 当該地域において生産され、指定感染症の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして農林水産大臣が指定する施設において三十日以上に係留による検査を受けたこと。 二 輸入可能地域から当該地域に輸入され、指定感染症の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして農林水産大臣が指定する施設において三十日以上に係留による検査を受けたこと。 |



21消安第270号
平成21年4月17日

(社) 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第4条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第2号に掲げる地域の項の下欄第1号及び第2号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件について

今般、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成11年農林水産省令第83号）第4条の規定に基づき、平成21年4月17日農林水産省告示第527号（感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第4条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第2号に掲げる地域の項の下欄第1号及び第2号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件）が別紙のとおり公布されましたのでお知らせします。

このことについて、御了知の上、今後とも動物検疫に特段の御協力をお願いいたします。



住所 岐阜市茜部新所1丁目263番地
金日順 昭和51年10月12日生
金日幹 昭和54年6月7日生
金日南 昭和57年12月6日生
住所 東京都清瀬市中清戸2丁目799番地4
黄和雄 昭和17年9月4日生
住所 東京都小金井市緑町5丁目12番9号
李広安 昭和52年4月13日生
住所 東京都中央区日本橋兜町9番11-1004号
金明花 昭和55年2月19日生
住所 埼玉県川口市戸塚4丁目10番28-411号
李元美 昭和30年1月1日生
住所 東京都杉並区高円寺南4丁目16番8号
姜仲彦 昭和53年4月4日生
住所 三重県三郷郡川越町大字豊田1014番地1
黄智江 昭和53年5月5日生
住所 広島県廿日市市阿品3丁目7番21号
金乗泰 昭和40年1月7日生
住所 香川県高松市木太町2447番地
柳和徳 昭和27年7月1日生
住所 京都市南区西九条開ケ町39番地
柳佳江 昭和53年12月1日生
住所 山口県宇部市大字際波351番地10
柳和宏 昭和57年2月9日生
住所 富山県高岡市西藤平蔵1577番地18
姜連玉 昭和37年7月23日生
住所 京都府亀岡市南つづけ丘大薬台1丁目25番11号
姜由里 昭和63年8月16日生
住所 京都市西京区下津林番条98番地
李采一 昭和28年12月29日生
趙順禮 昭和35年1月2日生
李彩惠 昭和62年11月18日生
李都惠 平成元年4月2日生
住所 京都市山科区西野山桜ノ馬場町207番地11
幸文江 昭和30年6月15日生
住所 京都府城陽市中向河原35番地1
金徳太郎 昭和19年11月27日生
住所 京都市右京区太秦安井春日町16番地5
安榮玉 昭和14年10月7日生
住所 京都市左京区下鴨西木町48番地1
白泰順 昭和9年6月10日生
樺洋子 昭和35年6月13日生
樺允咲 昭和33年10月20日生
金政英 昭和41年5月19日生
樺葉紀子 平成10年1月5日生

住所 京都市左京区八瀬野瀬町267番地
李淳 昭和35年12月12日生
住所 京都市伏見区竹田七瀬川町48番地
姜斗尚 昭和11年1月14日生
住所 京都市伏見区淀原日町240番地1
金末美 昭和33年5月11日生
住所 京都市伏見区淀木津町251番地
金愛 昭和60年7月30日生
住所 京都市中京区西洞院通錦小路下る蟻塚山町464番地1
金千恵子 昭和40年7月25日生
住所 京都市右京区常盤西町13番地37
金廣一 昭和46年5月25日生
住所 京都市北区小山西花池町5番地17
曹玉子 昭和16年11月29日生
金雄代 昭和39年12月11日生
住所 京都市伏見区深草鈴塚町6番地1
金点花 昭和23年4月13日生
崔直子 昭和54年11月9日生
住所 青森市本町5丁目6番2-509号
許東根 昭和22年4月29日生
住所 神奈川県藤沢市南藤沢8番5-1204号
崔榮子 昭和26年3月25日生
許英淑 昭和48年11月20日生
許明淑 昭和51年2月18日生
住所 東京都足立区神明2丁目10番8号
高利枝 昭和48年9月12日生
住所 滋賀県野洲市野洲1287番地4
呂成美 昭和47年9月21日生
住所 北九州市若松区童子丸2丁目12番2-12号
金英枝子 昭和32年5月15日生
鄭祐介 平成7年6月12日生
住所 北九州市八幡西区陣山1丁目1番12-1102号
鄭一樹 昭和59年2月27日生
住所 奈良市青野町13番地
宋正根 昭和59年10月10日生
住所 奈良県天理市三島町375番地
李萬基 昭和28年3月7日生
趙英佐子 昭和34年1月10日生
李孝憲 昭和56年7月16日生
李文惠 昭和58年6月21日生
李孝憲 昭和59年10月13日生

住所 奈良県五條市岡町464番地
崔敏子 昭和50年9月10日生
住所 大阪市港区波除4丁目1番2-303号
金直樹 昭和39年10月16日生
住所 大阪市生野区巽北3丁目16番15-305号
趙裕至 昭和60年12月7日生
住所 兵庫県西宮市高須町1丁目1番17-909号
康達也 昭和61年7月28日生
○厚生労働省告示第百二十六号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域(平成十六年厚生労働省告示第百二十四号)の一部を次のように改正する。
平成二十一年四月十七日
厚生労働大臣 外務 要一
「スリランカ」を「スリランカ 台湾」に、「アメリカ合衆国」を「アメリカ合衆国(ニューヨーク州を除く。)」に、「フィンランド フランス」を「フィンランド」に、「メラルーン」を「メラルー シェルギー」に改める。
○農林水産省告示第百二十七号
感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則(平成十一年農林水産省令第八十三号)第四条の規定に基づき、平成十七年九月十三日農林水産省告示第百三十七号(感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第一号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
平成二十一年四月十七日
農林水産大臣 石坂 茂
表広西新登源生物科技有限公司の施設の項の前に次のように加える。
表広西新登源生物科技有限公司の施設
中華人民共和国 雲南省昆明市人民東路王太廟
広西桂東書業製薬開発実験有限公司の施設
中華人民共和国 広西壮族自治区広西梧州花背橋隊二頂
表広西織成科技有限公司の施設の項を削り、同表広東省廣徳製薬生物科技有限公司の施設の項中「広東省廣徳製薬生物科技有限公司の施設」を「広東省廣徳製薬生物科技有限公司の施設」に改め、同表株外動物保健科技(北京)有限公司の施設の項を削り、同表中国実験動物雲南盤基中心の施設の項を次のように改める。
海南金港実験動物科技有限公司の施設
中華人民共和国 海南省海口市瓊山区府城鎮那央村
表雲南盤基製薬研究開発中心の施設の項を削る。

○中央労働委員会告示第一号
特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第百五十七号)第四條第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次のように改正する。
平成二十一年四月十七日
中央労働委員会会長 菅野 和夫
第一号の表の独立行政法人農林水産消費安全技術センターの項の農林水産消費安全技術センター地域センターの項中「縫紉専門官(労働担当の者に限る。)」を削り、同表の独立行政法人製品品質技術基礎機構の項の製品品質技術基礎機構の項中「課長 経営企画室長 人事企画室長 認定事務所長 参事官(人事、労務、文書又は経理担当の者に限る。)」を「参事官(人事、労務、文書、経理又は企画担当の者に限る。)」課長 認定事務所長」に、「人事企画室長」を「人事企画課長」に改め、同表の独立行政法人駐留軍等労働者労働管理機構の項の駐留軍等労働者労働管理機構支部の項中「管理課長(部副支部及びコサ支部に置くものを除く。)」を「管理課長(沖縄支部に置くものを除く。)」に改める。

○ 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、農林水産大臣が指定する施設を定める件
 新旧対照表
 (傍線部が改正部分)

| 改正案 | | 現行 | |
|--------------------|-----------------------------|---------------------|-------------------------|
| 施設 | 所在地 | 施設 | 所在地 |
| 雲南靈長類実験動物有限公司の施設 | 中華人民共和国 雲南省昆明市 人民東路王大橋 | (新設) | (新設) |
| 广西桂東靈長類開発実験有限公司の施設 | 中華人民共和国 広西壮族自治区 区広西梧州市蒼梧県二頂 | (新設) | (新設) |
| 広西新豊源生物科技有限公司の施設 | 中華人民共和国 広西壮族自治区 区南寧市邕武路 | 広西新豊源生物科技有限公司の施設 | 中華人民共和国 広西壮族自治区 区南寧市邕武路 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| (削る。) | (削る。) | 広西緑辰科技有限公司の施設 | 中華人民共和国 広西壮族自治区 区南寧市七星路 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 広東省肇慶創薬生物科技有限公司の施設 | 中華人民共和国 広東省高要市 回竜鎮同攸崗村 | 広東省肇慶創薬生物科技研究中心の施設 | 中華人民共和国 広東省高要市 回竜鎮同攸崗村 |
| (削る。) | (削る。) | 協尔動物保健科技(北京)有限公司の施設 | 中華人民共和国 北京市豊台区 長辛店 |

| | | |
|-----|-----------------------------|----------------------------------|
| (略) | 海南金港実験動物科技有限公司 の施設 | (略) |
| (略) | 中華人民共和国 海南省海口市 瓊山区府城鎮那央村 | (略) |
| (略) | 中国実験動物雲南靈長類中心の 施設 | (略) |
| (略) | 中華人民共和国 雲南省昆明市 人民東路王大橋 | (略) |
| (略) | 華南靈長類研究開発中心の施設 | (略) |
| (略) | (略) | 中華人民共和国 広東省広州市 九佛鎮穗北工業区科苑路八十号 |